

地番変更に伴う住所等の 変更手続きについて

土地区画整理事業の換地処分に伴い、土地の所在・地番に変更が生じ、住所及び本籍が変わります。
その関連で、読谷村が変更するもの、土地区画整理組合が変更するもの、その他機関が変更するもの、ご自身で手続きをしていただくものを一覧にしておりますので参考にしてください。

① 読谷村が変更するもの

読谷村役場で、自動的に新しい住所・本籍に書き換えます。

(ご本人による手続きは必要ありません。)

公 簿 名	変更事務を担当する部署
戸 籍 簿	読谷村 住民年金課
住民基本台帳(住民票)	
印鑑登録原票	
選挙人名簿	読谷村 総務課
固定資産課税台帳	読谷村 税務課
上水道給水契約	読谷村 上下水道課
学 齢 簿	読谷村 学校指導課

② 土地区画整理組合が変更するもの

新しい地番、家屋番号などの表題部の書き換えを法務局へ申請します。

公 簿 名	変更事務を担当する事務所
土 地 登 記 事 項	那覇地方法務局宜野湾出張所 電話 098-898-5454
建 物 登 記 事 項	

※表題部以外の登記名義人等の住所については、登記名義人の申請に基づくものであるため書き換えはしません。(④参照)

③ その他機関が変更するもの

公 簿 名	変更事務を担当する事務所
介護保険被保険者証	沖縄県介護保険広域連合 会計課:098-911-7503
介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認証	沖縄県介護保険広域連合 総務課:098-911-7505

※後日、新しい住所に書き換えた被保険者証・受給者証を郵送します。

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

読谷村役場

建設整備部都市計画課 区画整理係

④ 地区内に住んでいる方が自分で手続きをしていただくもの

記載したものは一部です。このほかにも、法令等により住所変更届出を要する各種許可・資格をお持ちの方、ならびに勤め先への届出、銀行口座、生命保険、有価証券など関係する方はご注意ください。(例:自動車車検証、会社など法人の本店(主たる事務所)や支店(従たる事務所)の住所変更など)

公 簿 名	申 請 ・ 届 出 先	該 当 者	必要な書類等	手続きの期限
国民健康保険被保険者証（資格確認書） 後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）	読谷村 健康保険課 電話 098-982-9212	被保険者証(資格確認書)又は受給者証をお持ちの方	○ 被保険者証(資格確認書)又は受給者証	なるべく早く、手続きしてください。
国民年金（老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族 等 ）	読谷村 住民年金課 電話 098-982-9207	年金を受給している方	○ 年金証書 ○ 印鑑	住所変更のあった日から14日以内に手続きしてください。マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば原則住所変更届は不要です。
マイナンバーカード		マイナンバーカードをお持ちの方	○ マイナンバーカード	なるべく早く、カードを使用される前までに手続きしてください。
外国人登録証明書（在留カード）		在留カードをお持ちの方	○ 在留カード	住所変更のあった日から14日以内に手続きしてください。
児童扶養手当・特別児童扶養手当	読谷村 こども未来課 電話 098-982-9240	手当を受給している方	○ 各証書 ○ 印鑑	なるべく早く、手続きしてください。
こども医療費助成金受給資格者証		受給者証をお持ちの方	○ 受給者証 ○ 印鑑	
母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証				
身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	読谷村 福祉課 電話 098-982-9209	各手帳又は受給者証をお持ちの方	○ 受給者証又は各手帳 ○ 印鑑	なるべく早く、手続きしてくだい。
重度心身障がい者(児)医療費助成受給者証				
障害児通所受給者証				
自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療・更生医療）				
障害福祉サービス受給者証（介護給付・訓練等給付）		手当を受給している方	○ 印鑑	
障害児福祉手当・特別障害者手当 経過的福祉手当				
厚生年金（老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族 等 ）	各勤務先	年金に加入している・受給している方	各勤務先・共済組合に直接ご確認ください。	
共 済 年 金	各共済組合			
60歳以上で年金を受給していない方の住所変更	コザ年金事務所 電話 098-933-2267	60歳以上で年金を受給していない方	コザ年金事務所に直接ご確認ください。	なるべく早く、手続きしてください。マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば原則住所変更届は不要です。
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	那覇地方法務局 宜野湾出張所 電話 098-898-5454	土地・建物を所有している方	○ 登記申請書 ○ 住居表示証明書 ○ 登録免許税	換地処分に伴う登記の閉鎖が解除された以降に申請をしてください。 令和3年の不動産登記法の改正により、令和8年4月1日から、住所等の変更登記の申請が義務化されます。詳細は申請先へお問い合わせください。
権利及び債務者などの住所変更登記		土地・建物に、抵当権・地上権・賃借権・仮登記などの権利者として登記している方		
自動車運転免許証	沖縄県 嘉手納警察署 電話 098-956-0110 県内全警察署・沖縄県運転免許センター	自動車運転免許証をお持ちの方	○ 運転免許証 ○ 住所変更通知 ※本籍の変更が伴う場合、本籍地番変更証明書の提出が必要です。	すみやかに手続きをしてください。ご不明点は申請先へお問い合わせください。

※ 住民年金課より、該当する土地に住民登録のある世帯主宛に「住所変更通知」と各手続きに必要な「住居表示証明申請書」が届きます。
※ 手続きに必要な「住居表示証明書」は、換地処分後に都市計画課にて交付(無料)します。
※ 住所変更通知用はがき(無料)を、大湾東土地区画整理組合にて配布します。配布時期については7月中旬予定です。(戸建て等1世帯につき40枚まで。法人は1社につき50枚まで)